

業務センターへの郵送等に関するお願い

金沢国税局においては、裏面「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」とおり、「内部事務のセンター化^(*)」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 画面により提出する場合は、裏面の「書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所」へ郵送願います。
- 書面の申告書・申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、業務センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 業務センターでは、税務相談や申告書等の用紙の交付は行っておりませんので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 内部事務のセンター化とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧等

		金沢国税局	
都道府県		富山県、石川県	福井県
内務事務のセンター化の対象署	令和5年4月現在	金沢、七尾、小松、輪島、松任	福井、大野
	令和5年7月以降	金沢、七尾、小松、輪島、松任 富山、高岡、魚津、砺波	福井、大野
業務センターの名称		金沢国税局業務センター	金沢国税局業務センター福井分室
書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所		〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地 金沢国税局 戸水分庁舎 金沢国税局業務センター (〇〇税務署) ※富山・高岡・魚津・砺波署へ提出する申告書・申請書等の一部については、郵送先が異なるため、下表をご参照ください。	〒910-8529 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 金沢国税局業務センター福井分室 (〇〇税務署)

※ 下線は、令和5年7月10日から新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署を示します。

※ 「〇〇税務署」には、所轄税務署を記載いただきますようお願いいたします。

○富山・高岡・魚津・砺波税務署を提出先とする申告書等の郵送先(令和5年7月10日以降提出分)

税目	申告所得税・消費税（個人事業者）・贈与税	【参考】左記以外の税目
申告書等 (例)	・所得税及び復興特別所得税の申告書 ・消費税及び地方消費税の申告書（個人事業者用） ・贈与税の申告書	・法人税の申告書 ・消費税及び地方消費税の申告書（法人用） ・相続税の申告書 ・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付税額のないもの）
申請書等 (例)	・個人事業の開業・廃業等届出書 ・所得税の青色申告承認申請書 ・【個人】消費税課税事業者届出書 ・相続時精算課税選択届出書 ・所得税及び復興特別所得税の更正の請求書	・法人設立届出書 ・【法人】青色申告の承認申請書 ・異動届出書 ・【法人】消費税課税事業者届出書 ・法定調書合計表 ・口座振替依頼書
郵送先	〒930-8606 富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎 金沢国税局業務センター富山事務室（〇〇税務署）	〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地 金沢国税局 戸水分庁舎 金沢国税局業務センター（〇〇税務署）

※ 上表には、代表的な申告書・申請書等を記載しています。